

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会  
経過報告

平成25年11月11日

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 座長 大島正太郎

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）の活動状況について、以下のとおり法曹養成制度改革推進室に経過を報告する。

1 有識者懇談会における検討状況等

(1) 有識者懇談会は、別添平成25年9月24日付け法務大臣決定により設置された（別添1）。

同年10月11日に開催された第1回有識者懇談会では、各分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた企画・試行を実施するため、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「国・自治体・福祉等分科会」という。）、企業の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「企業分科会」という。）及び法曹有資格者の海外展開に関する分科会（以下「海外展開分科会」という。）の3つの分科会が設置された（分科会の設置に関する決定は別添2のとおり）。また、事務局である法務省から、活動領域の拡大のための試行案が提出され、これらの試行案について各分科会で実施することとされた。

その後、法曹有資格者の活動領域の拡大のための方策について、有識者による意見交換が行われた。

(2) 上記(1)のとおり3つの分科会が設置された後、平成25年10月15日に海外展開分科会、同月29日に企業分科会、同月30日に国・自治体・福祉等分科会がそれぞれ開催された。

各分科会では、前記の法務省提出に係る試行案が紹介されたほか、日本弁護士連合会からも試行案が提出された。また、法務省及び日本弁護士連合会から提出された試行案の実施等について、分科会に出席した有識者らによる意見交換が行われた。これらの試行案の取組状況は、今後、分科会で分析・検討の上、有識者懇談会に報告される予定である。

(3) 平成25年11月8日に開催された第2回有識者懇談会では、前記(2)のとおり開催された各分科会の結果について、各分科会の座長から報告がなされた。

その後、活動領域の拡大に関し、求められる法曹有資格者の資質とその養成、法曹有資格者の活用形態に関する課題、新たな活動領域で業務を遂行する上での課題、ニーズに対応した柔軟な活用の在り方といった点について、有識者による意見交換が行われた。

意見交換では、活動領域の拡大のためには、現場に触れる機会を増やす、あるいは、国際的な人材養成を目指すなど、法曹の養成過程において新たな活動領域に対応する多様な能力を身に付けさせる必要があること、顧問弁護士の活用、常勤・非常勤の組織内有資格者の採用など、法曹の多様な活用方法が検討されるべきこと、採算化が難しい分野では日本司法支援センターの活用が重要であること、社会全体での議論や取り組みが重要であること、日弁連や各弁護士会の支援も重要であることなどが指摘された。

以上

## 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について

〔平成25年9月24日〕  
〔法務大臣決定〕

「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）第2を踏まえ、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討するため、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）を設け、その運営に関して以下のように定める。

- 1 有識者懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 有識者懇談会は、法曹養成制度検討会議取りまとめ第1の内容を踏まえつつ検討を行う。
- 3 有識者懇談会は、必要に応じて、内閣官房法曹養成制度改革推進室に対し、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組状況等について報告する。
- 4 有識者懇談会の設置期間は、平成27年7月15日までとする。
- 5 有識者懇談会の庶務は、内閣官房及び日本弁護士連合会との緊密な連携の下で法務省が処理する。

以 上

別 紙

座長

大 島 正太郎 元WTO上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，  
東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員

泉 房 穂 全国市長会評議員，明石市長  
岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事  
田 島 良 昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

国・地方自治体・福祉等の分野における  
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について

〔平成25年10月11日〕  
法曹有資格者の活動領域の拡大に  
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、日本司法支援センターに関する取組のうち、常勤弁護士の積極的な活用については、既存の協議の枠組を有効に活用するとの観点から、「スタッフ弁護士に関する三者協議」との適切な連携を図る。
- 4 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以 上

別 紙

(座 長)

田 島 良 昭                      社会福祉法人南高愛隣会理事長

(構成員)

泉        房 穂                      全国市長会評議員，明石市長

北 川 正 恭                      早稲田大学政治経済学術院教授

大 貫 裕 之                      中央大学大学院法務研究科教授

内閣官房

法務省

日本司法支援センター

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

人事院

総務省

文部科学省

厚生労働省

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について

〔平成25年10月11日〕  
法曹有資格者の活動領域の拡大に  
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以 上

別 紙

(座 長)

岡 野 貞 彦                      公益社団法人経済同友会常務理事

(構成員)

井 上 由 理                      昭和シェル石油株式会社常務執行役員，経営法友会  
幹事

片 山 直 也                      慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授

内閣官房

法務省

一般社団法人日本経済団体連合会

日本組織内弁護士協会

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

文部科学省

経済産業省



## 法曹有資格者の海外展開に関する分科会の設置について

〔平成25年10月11日〕  
法曹有資格者の活動領域の拡大に  
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、法曹有資格者の海外展開に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のよう

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、法曹有資格者の海外展開に関する試験的かつ実践的な取組を企画、立案、実施するとともに、それらの取組状況を分析・検討し、有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は、法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以 上

別 紙

(座 長)

大 島 正太郎

元WTO上級委員会委員，株式会社国際経済研究所  
理事長，東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

(構成員)

道垣内 正 人

早稲田大学大学院法務研究科教授

内閣官房

法務省

外務省

海外業務研究会

日本商工会議所

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

文部科学省

経済産業省・中小企業庁

独立行政法人日本貿易振興機構